

## 平成29年度鹿児島市保育所・認定こども園（保育所機能）の保育料表

母子家庭の世帯等以外

階層区分		保育料(月額) 3歳未満児		保育料(月額) 3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	5,200円 (0円)	5,100円 (0円)	3,500円 (0円)	3,400円 (0円)
C1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	11,300円 (5,600円)	11,100円 (5,500円)	8,700円 (4,300円)	8,500円 (4,200円)
C2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	14,500円 (7,200円)	14,200円 (7,100円)	12,200円 (6,100円)	11,900円 (5,900円)
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上67,000円未満の世帯	19,200円 (9,600円)	18,800円 (9,400円)	16,900円 (8,400円)	16,600円 (8,300円)
D2	市町村民税所得割課税額 67,000円以上103,000円未満の世帯	27,100円 (13,500円)	26,600円 (13,300円)	24,600円 (12,300円)	24,100円 (12,000円)
D3	市町村民税所得割課税額 103,000円以上140,000円未満の世帯	35,500円 (17,700円)	34,800円 (17,400円)	28,900円 (14,400円)	28,400円 (14,200円)
D4	市町村民税所得割課税額 140,000円以上176,000円未満の世帯	40,800円 (20,400円)	40,100円 (20,000円)	29,400円 (14,700円)	28,900円 (14,400円)
D5	市町村民税所得割課税額 176,000円以上279,000円未満の世帯	46,500円 (23,200円)	45,700円 (22,800円)	29,900円 (14,900円)	29,300円 (14,600円)
D6	市町村民税所得割課税額 279,000円以上397,000円未満の世帯	51,000円 (25,500円)	50,100円 (25,000円)	30,300円 (15,100円)	29,700円 (14,800円)
D7	市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	66,300円 (33,100円)	65,100円 (32,500円)	30,300円 (15,100円)	29,700円 (14,800円)

母子家庭の世帯等(下記に該当する場合)

階層区分		保育料(月額) 3歳未満児		保育料(月額) 3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B0	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
CB1	市町村民税均等割のみ課税世帯	5,100円 (0円)	5,000円 (0円)	3,800円 (0円)	3,700円 (0円)
CB2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	6,700円 (0円)	6,600円 (0円)	5,600円 (0円)	5,400円 (0円)
DB1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上67,000円未満の世帯	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)
DB2	市町村民税所得割課税額 67,000円以上77,101円未満の世帯	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)

**【昨年度からの変更点】**

国が進める平成29年度の幼児教育の段階的無償化の取り組みにより、市町村民税非課税世帯(B階層)の第2子の保育料が無償化されるとともに、ひとり親世帯等の年収360万円未満相当世帯(DB1・DB2世帯)の負担軽減が実施され保育料が改定されました。

(備考)

- ① 別居の生計を一にする兄弟等がいる場合、年齢にかかわらずその兄弟等から数えて保育料を計算することができる場合がありますので、別居の兄弟等がいる場合はお問い合わせください。
- ② ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けていない世帯について、平成28年4月より、寡婦(夫)控除があったものとみなして、保育料の再計算を行います。
- ③ 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税により決定します。
- ④ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- ⑤ 「母子家庭の世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障害者を有する世帯のことをいいます。
- ⑥ 3歳未満児の保育料は、年度の初日の前日において3歳に達していない児童に適用され、その児童がその年度の途中で満3歳に達した場合でも、その年度中は3歳未満児の保育料が適用されます。
- ⑦ 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は、最も年齢が高い児童は全額、第2子児童は2分の1(100円未満は切り捨て)、第3子以下の児童は無料となります。また、B階層及び母子家庭の世帯等に該当する世帯については、第1子の年齢にかかわらず第2子以下の児童は無料となります。
- ⑧ C1階層からD1階層の世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、第1子の年齢にかかわらず、第2子児童は2分の1(100円未満は切り捨て)、第3子以下の児童は無料となります。また、B階層及び母子家庭の世帯等に該当する世帯については、第1子の年齢にかかわらず第2子以下の児童は無料となります。
- ⑨ 保育料(月額)欄の( )は、⑦⑧の場合の第2子児童に適用します。
- ⑩ 市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯のうち、満18歳未満の年長者から3人目以降に該当する児童については、さらに軽減を受ける場合があります。
- ⑪ この保育料のほか、給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収や特定負担額(教員配置の充実などのための上乗せ徴収)等の負担が必要な場合があります。
- ⑫ 保育料は原則として1か月単位となっていますが、月の途中で利用を開始又は終了した場合は日割計算されます。また、やむをえず休園した場合や自己の都合により登園できなかった場合でも、保育料は日割計算されず、月額保育料が必要になります。